

知多北部広域連合公告第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定をしたので、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年知多北部広域連合条例第3号）第11条の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月31日

知多北部広域連合長 花田勝重

1 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指 定 年月日	事業の種類
23A5700100	ネクストリハビリテ- ションセンター 愛知県知多郡東浦町大 字緒川字北新田33番 地の5	株式会社 T-NEXT	令和4年 11月1日	介護予防通所介 護相当サービス